

公安委員会及び警察本部以外の実施機関に係る規程等の一部改正に関する諮問（県庁組織の改編等に伴うもの）について

1 熊本県行政文書等の管理に関する条例における取扱い

熊本県行政文書等の管理に関する条例では、各実施機関は、行政文書の管理に関する「規則その他の規程」及び「行政文書管理規程」を制定又は改廃しようとするときは、熊本県行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）に諮問することとされている。

【熊本県行政文書等の管理に関する条例】

（委員会への諮問等）

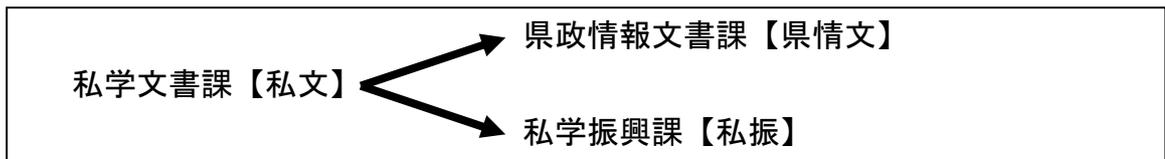
第 35 条 実施機関及び地方独立行政法人等は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- (1) 第 4 条、第 5 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 7 条若しくは第 10 条第 2 項第 8 号の規則その他の規程又は第 11 条第 2 項若しくは第 3 項の規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- (2) 行政文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

2 県庁組織の改編等に伴う「熊本県行政文書管理規程」等の改正

公安委員会及び警察本部以外の実施機関の各行政文書管理規程については、組織の改編や職名の新設、改廃等に伴い、次のとおり記号の改正、決裁区分の表示等を改正する必要がある。

- (1) 記号の改正（「熊本県行政文書管理規程 別表第 1」外）
（過去の事例）



- (2) 決裁区分の新設
（過去の事例）広域本部長の新設の場合・・・広域本部長の専決

3 委員会諮問の取扱い

県庁組織の改編等に伴う改正は、行政文書の管理の方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、平成 26 年度の委員会において事後的に報告することとしたい。